地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令案の概要

（主な改正事項）

（１）土地の所有者の氏名等を記載した標札を毎筆の土地に設置し、現地調査を効率的に実施してきたところであるが、個人情報保護等の観点から、現地調査に支障がないと認めるときは、土地の所有者の求めに応じ、標札の設置に代えて所有者の氏名等を記載した書面を所有者等に送付することができることとする。

（第２１条第２項の追加）

（２）地籍調査の現地調査に当たっては、土地の所有者等に立ち会いを求め境界を確認することとしており、土地の所有者等の所在が判明しない場合には、境界の確認を行うことができないため、当該土地に接する土地も含め筆界未定として取り扱っており、この取扱いは隣接土地所有者に対して不利益であると指摘されていた。

このような指摘を踏まえ、土地の所有者等の所在が判明しない場合であって、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合には、関係行政機関と協議の上、当該土地の所有者等の確認を得ずに調査することができることとする。

（第３０条第３項の追加）

（３）これまで地上法における地籍測量は、①地籍図根三角測量、②地籍図根多角測量、③細部図根測量、④一筆地測量の順に作業が必要とされてきた。

近年の測量技術の発展により、上記地籍測量の一部の作業を省略しても、一筆地測量において誤差の限度内の精度を保つことができるため、そのような場合には、①～③の各作業の全部又は一部を省略することができることとする。これにより、ネットワーク型ＲＴＫ－ＧＰＳ測量等の新たな測量器機・測量手法の導入を可能とし、地籍測量の効率化を図ることとする。

また、地上法における地籍測量として、新たにＤＧＰＳ等を利用した単点観測法を導入する。単点観測法による測量では、従来の地上法における他の測量方法とは異なり、上記①から③までの作業は不要であることから、④の一筆地測量の作業のみを行うこととする。

（第４２条、第６８条の改正）

（４）ＧＰＳを用いた新たな測量器機・測量手法の導入により、地籍図根測量及び細部図根測量においてＧＰＳを用いる機会が増加すると考えられるが、ＧＰＳ測量を行うためには測量の基礎とする点に標高の情報が必要となることから、その測量精度を確保するため、標高についても地籍図根多角成果簿にとりまとめることとする。

（第５８条第２項の改正）

（５）細部図根測量及び一筆地測量において行われている放射法について、測量技術の向上に伴い、その測量方法について明確にするため、地籍図根測量等に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うこととするとともに、水平角の観測を行う場合の基準方向や観測距離に関する制限を設けることとする。
（第６４条の改正、第７０条の２の追加）

（６）一筆地測量の方法としてこれまで規定されていた割込法及び距離法は、測量機器の進歩等に伴い近年は行われておらず、規定を存置する必要性がなくなったことから、第７０条から削除することとする。また、一筆地測量にＤＧＰＳ等の新たな測量手法を導入するために、一筆地測量の方法として単点観測法を追加することとする。
（第７０条の改正）

（７）多角測量法による一筆地測量における多角路線の選定方法を明確にするため、やむを得ない場合を除き、細部図根点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならないこととする。
（第７０条の３の追加）

（８）交点計算法による一筆地測量における仮設の表示杭の設置手続について明確にするため、仮設の表示杭は筆界点の近傍に設置するよう努めるとともに、交点計算法以外の方法で測量することとする。
（第７０条の４の追加）

（９）今回新たに導入することとする単点観測法による一筆地測量においては、観測に使用する測位衛星（ＧＰＳ衛星）の数は５以上とし、受信高度角は１５度以上とすることとする。また、単点観測法により観測された筆界点の座標値は、周辺の細部図根点等との整合性の確保を図るよう努めなければならないこととする。
（第７０条の５の追加）

（施行期日）
公布の日から施行する。

別添３

○　地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（管理及び検査） 第五条　地籍調査を行う者又は当該地籍調査について認証を行う者は、当該調査が国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第四に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、当該調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し及び検査を行うものとする。	（管理及び検査） 第五条　地籍調査を行う者又は当該地籍調査について認証を行う者は、当該調査が国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第五に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、当該調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し及び検査を行うものとする。
（作業班の編成） 第七条　地籍調査を実施する者は、単位区域及び単位作業を考慮して作業班を編成し、その責任者を定めるものとする。 ２　（略）	（作業班の編成） 第七条　地籍調査を行う者は、単位区域及び単位作業を考慮して作業班を編成し、その責任者を定めるものとする。 ２　（略）
（精度及び縮尺の区分） 第十一条　第九条第一項第三号の精度及び縮尺の区分は、令第二条第一項第九号及び令別表第四に定める区分によつて定めるものとする。	（精度及び縮尺の区分） 第十一条　第九条第一項第三号の精度及び縮尺の区分は、令第二条第一項第五号及び令別表第五に定める区分によつて定めるものとする。
（現地調査の通知） 第二十条　地籍調査を実施する者（法第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。以下この条及び次条において同じ。）は、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、現地について行う一筆地調査（以下「現地調査」という。）に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「所有者等」という。）に、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会	（現地調査の通知） 第二十条　地籍調査を行う者は、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなつたとき又はその作成を終了したときは、現地について行う一筆地調査（以下「現地調査」という。）に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。

うべき旨を通知するものとする。

（標札等の設置）

第二十一条　地籍調査を実施する者は、土地の所有者等の協力を求め、現地調査に着手する日までに（やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査時に）、毎筆の土地について、その所有者の氏名又は名称、地番及び地目を記載した標札並びに筆界標示杭を設置するものとする。ただし、土地所有者の求めがあるときは、標札の設置に代えて、標札に記載すべき事項を記載した書面を土地の所有者等に送付することができる。

２・３　（略）

（市町村の境界の調査）

第二十二条　（略）

２　前項の規定による調査を行うに当たつては、関係市町村の関係職員の立会いを求めるとともに境界に接する土地の所有者等を立ち会わせ、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点その他必要な地点に境界標を設置するものとする。

３　（略）

（現地調査の実施）

第二十三条　（略）

２　前項の調査には、当該調査に係る土地の所有者等の立会いを求めるとともに、その経緯を地籍調査票に記録するものとする。

３　（略）

（合併があつたものとしての調査）

第二十五条　所有者及び地目を同じくする二筆以上の土地が同一地番区域内において字を同じくして接続し、かつ、それらの筆界を現地について確認することができない場合又はそれらの全部若しくは一部の面積が著しく狭

（標札等の設置）

第二十一条　地籍調査を行う者は、土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の協力を求め、現地調査に着手する日までに（やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査時に）、毎筆の土地について、その所有者の氏名又は名称、地番及び地目を記載した標札並びに筆界標示杭を設置するものとする。

２・３　（略）

（市町村の境界の調査）

第二十二条　（略）

２　前項の規定による調査を行うに当つては、関係市町村の関係職員の立会を求めるとともに境界に接する土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人を立ち会わせ、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点その他必要な地点に境界標を設置するものとする。

３　（略）

（現地調査の実施）

第二十三条　（略）

２　前項の調査には、当該調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の立会を求めるとともに、その経緯を地籍調査票に記録するものとする。

３　（略）

（合併があつたものとしての調査）

第二十五条　所有者及び地目を同じくする二筆以上の土地が同一地番区域内において字を同じくして接続し、かつ、それらの筆界を現地について確認することができない場合又はそれらの全部若しくは一部の面積が著しく狭

少な場合には、当該土地の所有者の同意を得て、合併があつたものとして調査するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地については、この限りでない。

一　（略）

（削除）

二　（略）

（筆界の調査）

第三十条　筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

２　（略）

３　土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が明らかでないため第二十三条第二項の規定による立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、前二項の規定にかかわらず、関係行政機関と協議の上、当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の確認を得ずに調査することができる。

４　土地の所有者等の所在が明らかな場合であつて第一項及び第二項の確認が得られないとき又は前項に規定する立会いを求めることができない場合であつて前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

（測量の基礎とする点）

第三十八条　地籍測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測

少な場合には、当該土地の所有者の同意を得て、合併があつたものとして調査するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該土地については、この限りでない。

一　（略）

二　いずれかの土地が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地である場合（いずれもの土地が同号に規定する土地であつて、同法第三十六条又は第六十一条の規定による売渡しが同日付けで行われたものである場合を除く。）

三　（略）

（筆界の調査）

第三十条　筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の確認を得て調査するものとする。

２　（略）

（新規）

３　前二項の確認が得られないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

（測量の基礎とする点）

第三十八条　地籍測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測

量の成果である水準点をいう。）若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

（地籍図の図郭）

第四十条　令第二条第一項第十号の規定による地籍図の図郭は、地図上において座標系原点からＸ軸の方向に二十五センチメートル、Ｙ軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

（作業の順序）

第四十二条　地上法による地籍測量は、次に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。ただし、単点観測法による地籍測量にあつては、第四号の作業のみを行うものとする。

一～四　（略）

２　前項第四号に掲げる作業（単点観測法による地籍測量を除く。）において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

３　第一項第一号及び第二号に掲げる作業を地籍図根測量と、同項第三号及び第四号に掲げる作業を地籍細部測量と総称する。

４　（略）

（地籍図根点）

第四十三条　（略）

２　前項に定めるほか、基準点測量（補助基準点測量を除く。）により決定された節点を地籍図根三角点とすることができる。

（地籍図根点の配置）

第四十四条　地籍図根点の配置に当たつては、調査地域における基準点等の

量の成果である水準点をいう。）若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点を基礎として行わなければならない。

（地籍図の図郭）

第四十条　令第二条第一項第六号の規定による地籍図の図郭は、地図上において座標系原点からＸ軸の方向に二十五センチメートル、Ｙ軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

（作業の順序）

第四十二条　地上法による地籍測量は、次の各号に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

一～四　（略）

（新規）

２　前項第一号及び第二号に掲げる作業を地籍図根測量と、同項第三号及び第四号に掲げる作業を地籍細部測量と総称する。

３　（略）

（地籍図根点）

第四十三条　（略）

２　前項に定めるほか、基準点測量により決定された節点及び基準多角点を地籍図根三角点とすることができる。

（地籍図根点の配置）

第四十四条　地籍図根点の配置に当たつては、調査地域における基本三角点

配置を考慮し、地籍図根点の密度を定めるものとする。

2　地籍図根点の密度は、調査地域における単位面積当たりの土地の筆数、地形、地物、見通し障害等の状況、隣接する地域における地籍測量の精度及び縮尺の区分その他の事項を考慮して定めるものとする。

（地籍図根測量の方法）

第四十五条　地籍図根測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

（地籍細部測量の基礎とする点）

第四十六条　地籍細部測量は、基準点等及び地籍図根点（以下「地籍図根点等」という。）を基礎として行うものとする。この場合において、地籍図根多角点は、当該地籍細部測量の精度区分以上の精度区分に属するものでなければならない。

（多角路線の選定）

第四十九条　地籍図根三角測量における多角路線（以下この条及び次条において単に「多角路線」という。）の選定に当たつては、基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）又は地籍図根三角点（以下「地籍図根三角点等」と総称する。）を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

2　（略）

3　多角路線の次数は、基準点等を基礎として二次までとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、三次までとすることができる。

及び基準点測量作業規程準則（昭和六十一年総理府令第五十一号）第二条に規定する四等三角点（以下「四等三角点等」という。）の配置を考慮し、四等三角点等及び地籍図根点（以下「地籍図根点等」という。）の密度を定めるものとする。

2　地籍図根点等の密度は、調査地域における単位面積当たりの土地の筆数、地形、地物、見通し障害等の状況、隣接する地域における地籍測量の精度及び縮尺の区分その他の事項を考慮して定めるものとする。

（地籍図根測量の方法）

第四十五条　地籍図根測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地籍図根三角測量において、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

（地籍細部測量の基礎とする点）

第四十六条　地籍細部測量は、地籍図根点等を基礎として行うものとする。この場合において、地籍図根多角点は、当該地籍細部測量の精度区分以上の精度区分に属するものでなければならない。

（多角路線の選定）

第四十九条　地籍図根三角測量における多角路線（以下この条及び次条において単に「多角路線」という。）の選定に当たつては、四等三角点等又は地籍図根三角点（以下「地籍図根三角点等」と総称する。）を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

2　（略）

3　多角路線の次数は、四等三角点等を基礎として二次までとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、三次までとすることができる。

（観測、測定及び計算）	（観測、測定及び計算）
第五十二条　地籍図根三角測量における観測及び測定は、地籍図根三角測量により設置された地籍図根三角点を基礎として行う一筆地測量及び地積測定において、令別表第四に定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。	第五十二条　地籍図根三角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。
２　（略）	２　（略）
（観測、測定及び計算）	（観測、測定及び計算）
第五十八条　地籍図根多角測量における観測及び測定は、地籍図根多角測量により設置された地籍図根多角点を基礎として行う一筆地測量及び地積測定において、令別表第四に定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。	第五十八条　地籍図根多角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。
２　地籍図根多角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍図根多角点網図及び地籍図根多角点成果簿に取りまとめるものとする。	２　地籍図根多角点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍図根多角点網図及び地籍図根多角点成果簿に取りまとめるものとする。
（放射法による細部図根測量）	（放射法による細部図根測量）
第六十四条　（略）	第六十四条　（略）
２　放射法による細部図根測量は、地籍図根測量又は多角測量法による細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。	（新規）
３　放射法による細部図根測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る細部多角点等を基準方向とし、与点から細部図根点までの距離は、与点から基準方向とした細部多角点等までの距離より短くするものとする。	（新規）
４　（略）	２　（略）
（観測、測定及び計算）	
第六十七条　細部図根測量における観測及び測定は、細部図根測量により設	

置された細部図根点を基礎として行う一筆地測量及び地積測定において、令別表第四に定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

２　（略）

３　（略）

（一筆地測量の基礎とする点）

第六十八条　一筆地測量は、単点観測法によるものを除き、地籍図根点等及び細部図根点（以下「細部図根点等」という。）を基礎として行うものとする。

（一筆地測量の方法）

第七十条　一筆地測量は、放射法、多角測量法、交点計算法又は単点観測法によるものとする。

（放射法による一筆地測量）

第七十条の二　放射法による一筆地測量は、細部図根点等を与点として行うものとする。

２　放射法による一筆地測量は、地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

３　放射法による一筆地測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る細部図根点等を基準方向とし、与点から筆界点までの距離は、与点から基準方向とした細部図根点等までの距離より短くするものとする。

（多角測量法による一筆地測量）

第七十条の三　多角測量法による一筆地測量における多角路線の選定に当たつては、細部図根点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

（細部図根点配置図等）

第六十七条　（略）

２　（略）

（一筆地測量の基礎とする点）

第六十八条　一筆地測量は、地籍図根点等及び細部図根点（以下「細部図根点等」という。）を基礎として行うものとする。

（一筆地測量の方法）

第七十条　一筆地測量は、放射法、多角測量法、割込法、距離法又は交点計算法によるものとする。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（交点計算法による一筆地測量） 第七十条の四　交点計算法による一筆地測量における仮設の表示杭の測量は、交点計算法以外によるものとする。 ２　仮設の表示杭は、筆界点の近傍に設置するよう努めなければならない。	（新規）
（単点観測法による一筆地測量） 第七十条の五　観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。 ２　単点観測法により観測された筆界点の座標値は、周辺の細部図根点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。	（新規）
（次数の制限） 第七十一条　一筆地測量（単点観測法によるものを除く。）における筆界点の次数は、細部図根点等を基礎として、多角測量法にあつては二次まで、その他の方法にあつては一次までとする。この場合において、地籍図根三角点等を基礎として求めた筆界点の通算次数は、六次までとする。	（新規） 第七十一条　一筆地測量における筆界点の次数は、細部図根点等を基礎として、多角測量法にあつては二次まで、その他の方法にあつては一次までとする。この場合において、地籍図根三角点等を基礎として求めた筆界点の通算次数は、六次までとする。
（補備測量等） 第八十二条　（略） ２　第四十五条、第四十六条、第五十四条、第五十八条から第六十四条まで、第六十七条、第六十八条及び第七十条から第七十一条までの規定は、補備測量を行う場合について準用する。この場合において、航測図根点等の配置状況等によりやむを得ない場合には、航測図根点と同等の精度を有すると認められる筆界点を一筆地測量の基礎とすることができる。ただし、当該一筆地測量の次数は、一次までとする。 ３　（略）	（補備測量等） 第八十二条　（略） ２　第四十五条、第四十六条、第五十四条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで、第六十七条、第六十八条、第七十条第一項及び第七十一条第一項の規定は、補備測量を行う場合について準用する。この場合において、航測図根点等の配置状況等によりやむを得ない場合には、航測図根点と同等の精度を有すると認められる筆界点を一筆地測量の基礎とすることができる。ただし、当該一筆地測量の次数は、一次までとする。 ３　（略）

別添４

○　地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年十一月十八日総理府令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

第１部　記号

１　基準点及び境界標等の表示

区分	記号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
基本三角点 基準点（補助基準点を除く。）		0.2 赤	0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2㎜、1.0㎜、3.5㎜等を表示するものとする（以下同じ。）。
電子基準点		0.2 赤	
基本多角点 （削除）		0.2 赤	
補助基準点		0.2 赤	
（略）			

現行

第１部　記号

１　基準点及び境界標等の表示

区分	記号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
基本三角点 四等三角点		0.2 赤	0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2㎜、1.0㎜、3.5㎜等を表示するものとする（以下同じ。）。
（新規）			
基本多角点 基準多角点		0.2 赤	
（新規）			
（略）			

別紙

地籍基本調査基礎計画の一部を改正する省令案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

（１）実施地域について

国土調査法第２条第２項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量(地籍基本調査)は、市街地及びその周辺の地域で形成される都市地域並びに主として山林が占める地域及びその周辺の地域のうち、地籍調査の促進を図ることが必要な地域について行うものとする。

（２）計画期間・調査面積について

国の機関が行う地籍基本調査は、第６次国土調査事業十箇年計画を踏まえ、実施期間を平成２２年度から平成３１年度までとし、調査面積を3,250平方キロメートルとする。

（３）その他所要の改正を行う。

別紙

地籍基本調査作業規程準則の一部を改正する省令案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

１．改正の目的

これまで、国土調査法第２条第２項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（地籍基本調査）については、市街地において道路等によって区画された土地（街区）の形状を明確にするために必要な地物及び地点（街区点）の調査・測量を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめることとしていた。

地籍調査の一層の促進を図るため、都市部官民境界基本調査として、市街地において、官民境界に係る街区点の測量に加え、登記所の公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち街区の形状に係るもの（図上街区点）の現地における位置を明らかにする測量を行うこととするため、地籍基本調査作業規程準則を改正するとともに、省令名を都市部官民境界基本調査作業規程準則とするものである。

２．改正の概要

（１）市街地における、官民境界に係る街区点の測量及び図上街区点の現地における位置を明らかにする測量であって市街地の街区の形状に係るものに関する作業規程の準則を定めるため、地籍基本調査作業規程準則を改正するとともに、省令名を都市部官民境界基本調査作業規程準則にすることとする。（省令名及び第１条の改正）

（２）都市部官民境界基本調査の作業として、官民境界に係る街区点の調査及び図上街区点の現地における位置の調査（現地調査）等を行うとともに、新たに図上街区点の現地における位置を明らかにする測量（復元測量）を行うこととする。（第３条関係）

（３）地籍基本調査図の縮尺は、５００分の１又は１千分の１としていたところであるが、都市部官民境界基本調査図の縮尺は、５００分の１（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には２５０分の１）とすることとする。（第９条関係）

（４）現地調査においては、現地調査図素図を作成するとともに、当該素図の作成に当たっては、公図等に加え図上街区点の位置座標又は図上街区点間の距離が記載された資料（図上街区点資料）を収集し、当該公図等及び図上街区点資料について、それらの作成時期、作成の際の土地所有者等の立会いの有無、数値化の状況等を整理するものとする。

別紙

これまで街区調査図素図には、名称、番号、縮尺、方位等を記載してきたところであるが、現地調査図素図において新たに規定すべき事項として、収集した公図等及び図上街区点資料が示す範囲及びそれらの名称、当該範囲内に存在する図上街区点の位置を追加することとする。（第１１条関係）

（５）現地調査は、現地調査図素図に基づいて、街区ごとに官民境界に係る街区点の調査及び図上街区点の現地における位置の調査を行うものとする。街区点の調査においては、現地に存在する境界標等の中から、街区の形状を示すものを選定して調査を行うものとし、図上街区点の現地における位置の調査においては、図上街区点に対応すると推定される境界標等が存在するかどうかを調査するものとする。現地調査を行ったときは、現地調査図素図に調査年月日、街区点の位置及び図上街区点に対応すると推定される境界標等の有無を表示して、現地調査図を作成することとする。（第１２条関係）

（６）ＧＰＳを用いた新たな測量器機・測量手法の導入により、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量、都市部官民境界基本細部測量においてＧＰＳを用いる機会が増加すると考えられるが、ＧＰＳ測量を行うためには測量の基礎とする点に標高の情報が必要となることから、その測量精度を確保するため、標高についても都市部官民境界基本多角成果簿にとりまとめることとする。（第３２条関係）

（７）放射法による都市部官民境界基本細部測量の測量方法を明確にするため、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量又は多角測量法による都市部官民境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うこととするとともに、水平角の観測を行う場合の基準方向や観測距離に関する制限を設けることとする。（新規）

（８）街区点測量の方法としてこれまで規定されていた割込法は、測量機器の進歩等に伴い、近年は行われておらず、規定を存置する必要がなくなったことから削除することとする。また、街区点測量にＤＧＰＳ等の新たな測量手法を導入するために、街区点測量の方法として単点観測法を追加することとする。（第３８条関係）

（９）多角測量法による街区点測量における多角路線の選定方法を明確にするため、やむを得ない場合を除き、都市部官民境界基本多角点等及び都市部官民境界基本細部点を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならないこととする。（新規）

(10) 放射法による街区点測量の測量方法を明確にするため、都市部官民境界基本三角測量等に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うこととするとともに、水平角の観測を行う場合の基準方向や観測距離に関する制限を設けることとする。(新規)

(11) 交点計算法による街区点測量における仮設の表示杭の設置手続について明確にするため、仮設の表示杭は筆界点の近傍に設置するよう努めるとともに、交点計算法以外の方法で測量することとする。(新規)

(12) 単点観測法による街区点測量においては、観測に使用する測位衛星(ＧＰＳ衛星)の数は５以上とし、受信高度角は１５度以上とすることとする。また、単点観測法により観測された筆界点の座標値は、周辺の都市部官民境界基本調査基準点との整合性の確保を図るよう努めなければならないこととする。(新規)

(13) 街区点の位置及び番号は、街区点測量図に取りまとめるものとする。街区点測量図には、都市部官民境界基本調査基準点の位置、番号、相隣る街区点を結ぶ直線を記載するものとする。街区点測量図の縮尺は５００分の１(国土交通大臣が特に必要があると認める場合には２５０分の１)とすることとする。(第４１条関係)

(14) 復元測量は、図上街区点に対応すると推定される境界標等が示す地点の測量(図上街区点測量)を行い、図上街区点のうち境界標等で位置が特定できるもの(確定図上街区点)の選定をし、図上街区点の現地における位置の座標計算の順序で行うこととする。(新規)

(15) 図上街区点測量の結果から求めた図上街区点に対応すると推定される境界標等が示す地点間の距離と、図上街区点資料に記載された情報から求めた図上街区点間の距離の差が、国土調査法施行令別表第四に定める誤差の限度より小さい場合には、当該図上街区点の現地における位置は、境界標等が示す地点と同じであると特定し、当該図上街区点を確定図上街区点とするものとする。(新規)

(16) 確定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置は、公図等及び図上街区点資料が示す街区の形状及び図上街区点の位置関係に整合するよう、確定図上街区点を基礎として、座標変換又は図上街区点間の距離を用いた計算により求めるものとすることとする。(新規)

（17）復元測量の結果は、図上街区点の現地における位置及び番号、相隣る図上街区点を結ぶ直線等について、復元測量図に取りまとめるものとし、図上街区点の現地における位置は、確定図上街区点とそれ以外の図上街区点とに区別できるよう表示するものとする。（新規）

（18）「地籍基本調査」を「都市部官民境界基本調査」に、「地籍基本三角点」を「都市部官民境界基本三角点」に、「地籍基本調査図」を「都市部官民境界基本調査図」にするなど、省令名の改正に伴い用語の整理等、所要の改正を行う。

別紙

地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の
様式を定める省令の一部を改正する省令案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

「地籍基本調査作業規程準則」の改正により、その名称を「都市部官民境界基本調査作業規程準則」に変更することに伴い、本省令名についても、「都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令」に改正する。

都市部官民境界基本調査図に表示する基準点及び境界標等の記号として、電子基準点及び補助基準点を追加するとともに、基準点及び境界標等の区分から基準多角点を削除することとする。また、公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち、街区の形状に係るもの（図上街区点）や、図上街区点のうち境界標等で位置が特定できるもの（確定図上街区点）の記号を追加するとともに、図上街区点及び確定図上街区点の結合線を追加することとする。

加えて、都市部官民境界基本調査簿に標高の記載を追加することとする。

別紙

山村境界基本調査作業規程準則案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

１．準則の制定の目的

国土調査法第２条第２項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（地籍基本調査）のうち、主として山林が占める地域及びその周辺地域における土地の概ねの位置及び形状を明らかにする測量（山村境界基本調査）を実施するため、新たに山村境界基本調査作業規程準則（国土交通省令）を制定する。

２．準則の概要

（１）公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち、主として山林が占める地域及びその周辺地域において、三筆以上の土地の境を構成するものを山村境界基本調査点とし、境が大きく屈曲するなど土地の概ねの位置及び形状を明らかにするために必要なものを山村境界基本調査補助点とする。

山村境界基本調査は、山村境界基本調査点又は山村境界基本調査補助点（山村境界基本調査点等）の現地における位置の調査（現地調査）、測量の基礎とするために設置する基準点のうち国土調査法施行令（以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基本三角点（山村境界基本三角点）、地籍基本多角点（山村境界基本多角点）及び地籍基本細部点（山村境界基本細部点）の測量、山村境界基本調査点等の測量を行い、山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成を行うものとする。

（２）山村境界基本調査を行う者は、調査地域及び調査面積、調査期間、山村境界基本調査図の縮尺、各作業別の作業計画に関する実施計画を作成するものとし、山村境界基本調査図の縮尺は二千五百分の一又は五千分の一とするものとする。

（３）現地調査は、必要に応じて当該調査地域の山村境界基本調査点等に精通している者（現地精通者）の証言を求め、山村境界基本調査点等の現地における位置に関する情報を整理した上で山村調査図素図を作成するものとする。山村境界基本調査点等の現地における位置に地物等が存在するかどうかを調査し、山村調査図素図に記録するものとする。現地調査を行った

ときは、調査年月日を山村調査図素図に記録して山村調査図を作成するものとする。

（４）山村境界基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

　山村境界基本三角点の測量は、多角測量法（地形の状況等によりやむを得ない場合は直接水準測量法を併用）により行い、多角路線の選定に当たっては、基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点を結合する多角網を形成するよう努めなければならないものとする（ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。）。

　山村境界基本三角点の座標値及び標高は、山村境界基本三角測量における観測及び測定に基づいて求めるものとし、その結果を山村境界基本三角点網図及び山村境界基本三角点成果簿に取りまとめるものとする。

（５）山村境界基本多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

　山村境界基本多角点の測量は、多角測量法（地形の状況等によりやむを得ない場合は直接水準測量法を併用）により行い、多角路線の選定に当たっては、基準点等、山村境界基本三角点又は山村境界基本多角点（山村境界基本多角点等）を結合する多角網又は単路線を形成するもののとする。

　山村境界基本多角点の座標値及び標高は、山村境界基本多角測量における観測及び測定に基づいて求めるものとし、その結果を山村境界基本多角点網図及び山村境界基本多角点成果簿に取りまとめるものとする。

（６）山村境界基本細部点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

　山村境界基本細部点の測量は、多角測量法によることを原則とし（見通し障害等によりやむを得ない場合は放射法による。）、多角路線の選定に当たっては、山村境界基本多角点等又は山村境界基本細部多角点（山村境界基本細部多角点等）を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。（ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。）山村境界基本多角測量に

おける観測及び測定の結果を、山村境界基本細部点網図及び山村境界基本細部点成果簿に取りまとめるものとする。

また、放射法による山村境界基本細部測量は、山村境界基本細部多角点等を与点とし、山村境界基本三角測量、山村境界基本多角測量又は多角測量法による山村境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うこととするとともに、水平角の観測を行う場合の基準方向や観測距離に関する制限を設けることとする。山村境界基本細部点の座標値は、山村境界基本細部測量における観測及び測定に基づいて求めるものとし、その結果を山村境界基本細部点網図及び山村境界基本三角点細部点簿に取りまとめるものとする。

（７）山村境界基本調査点等の測量は、多角測量法、放射法又は単点観測法により行うものとする。

山村境界基本調査点等測量は、単点観測法によるものを除き、山村境界基本多角点及び山村境界基本細部点（山村境界基本細部点等）を基礎として行うものとする。

多角測量法による山村境界基本調査点等測量における多角路線の選定方法に当たっては、山村境界基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならないこととする。（見通し障害等によりやむを得ない場合は放射法による。）

放射法による山村境界基本調査点等測量は、山村境界基本細部点等を与点とし、山村境界基本調査基準点測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うこととするとともに、水平角の観測を行う場合の基準方向や観測距離に関する制限を設けることとする。

単点観測法による山村境界基本調査点等測量においては、観測に使用する測位衛星（ＧＰＳ衛星）の数は５以上とし、受信高度角は１５度以上とすることとする。また、単点観測法により観測された座標値は、周辺の山村境界基本調査基準点との整合性の確保を図るよう努めなければならないこととする。

山村境界基本調査点等測量における観測及び測定は、令別表第四に定める一筆地測量及び地積測定の誤差の限度に準じて行うものとし、その観測及び測定の結果に基づいて座標値を求め、山村境界基本調査点等成果簿に取りまとめるものとする。

（８）山村境界基本調査図原図は山村調査図、山村境界基本三角点成果簿、山村境界基本多角点成果簿、山村境界基本細部点成果簿及び山村境界基

本調査点等成果簿に基づき作成するものとし、その記載内容として、令に定めるもののほか、山村境界基本調査点の番号、山村境界基本調査補助点の現地における位置及び番号、相隣る山村境界基本調査点等を結んだ線を表示するものとする。山村境界基本調査図原図の一部について、当該部分に属する山村境界基本調査点等の状況が、当該山村境界基本調査図の縮尺では所要の精度をもって表示されることが困難である場合には、当該部分について所要の精度をもって表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができるものとする。

山村境界基本調査簿案は、山村境界基本三角点成果簿、山村境界基本多角点成果簿及び山村境界基本細部点成果簿に基づき作成するものとする。

山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案について、国土調査法第１７条の規定による手続きが終了したときは、それぞれ山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿とするものとする。

別紙

山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

「山村境界基本調査作業規程準則」の制定に伴い、国土調査法施行令（以下「令」という。）第２条第２項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、山村境界基本調査に関する山村境界基本調査図及び山村基本調査簿の様式について定めるものとする。

山村基本調査図には、令２条第１項の規定に基づき表示すべき事項に加え、土地の境を構成する点のうち、主として山林が占める地域及びその周辺の地域において、境が大きく屈曲するなど、土地の概ねの位置及び形状を明らかにするために必要なもの（山村境界基本調査補助点）やその番号、整飾事項等について規定するものとする。

山村境界基本調査簿についても、令に規定するもののほか、標高について規定するものとする。

別紙

土地分類基本調査基礎計画の一部を改正する省令案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

（１）実施地域について

国土調査法第２条第２項の規定による土地分類調査の基準の設定のための調査（以下「土地分類基本調査」という。）は、災害が発生した場合に重大な被害が生じるおそれがあり自然条件に配慮した土地利用の適正な転換を早急に図る必要のある人口集中地区及びその周辺の地域について行うものとする。

（２）調査の実施期間・面積について

（１）の地域について行う土地分類基本調査は、第６次国土調査事業十箇年計画を踏まえ、実施期間を平成２２年度から平成３１年度までとし、国が行う調査面積は 18,000 平方キロメートルとする。

（３）その他所要の改正を行う。

別紙

土地利用履歴調査作業規程準則案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

１．土地利用履歴調査作業規程準則の制定の目的

土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を誰もが容易に把握・活用できるよう、過去からの土地の状況の変遷に関する情報を整備・提供する「土地分類基本調査（土地履歴調査）」を実施することとしている。この調査は、人工及び自然地形の分布状況の調査、過去の土地の利用状況の調査及び災害履歴の情報集約を行うものであるが、このうち、過去の土地の利用状況の調査については、作業規程の準則が定められていないことから、新たに国土調査法第３条第２項の規定に基づき「土地利用履歴調査作業規程準則」を制定するものである。

２．省令案の概要

（１）土地利用履歴調査の内容

土地の利用の可能性の把握に関係ある過去の土地の利用状況を明らかにし、その結果を土地利用履歴分類図及び土地利用履歴説明書に作成するものとする。

（２）土地の利用状況の分類

土地利用履歴調査においては、過去の土地の利用状況を、不動産登記規則第９９条に規定する地目であって、田、畑、宅地、池沼、山林、原野及び公衆用道路並びにその他の用地に分類するものとする。

（３）土地利用履歴調査の調査対象時点

調査対象時点については、概ね１００年前及び５０年前（概ね明治３０年代及び昭和４０年代）であって、土地の利用状況を確認するために必要な資料がある時点とする。

（４）既存資料の収集

土地利用履歴調査においては、調査対象時点の縮尺５万分の１の地形図及び土地利用に関する資料を収集・整理して、調査の正確を期するようにするものとする。

（５）土地利用履歴分類図の作成

土地利用履歴分類図は、調査対象時点の土地の利用状況を表示するよう

に作成するものとし、収集した地形図等に基づき、過去の土地の利用状況を分類し、その分布界線を地形図等の上に表示し、これを最新の縮尺５万分の１の地形図に転記し、必要な事項を表示して作成するものとする。分類及び分布界線の表示に当たっては、点検を行い正確さを確保するものとし、調査対象時点が同じである隣接する土地利用履歴分類図は、それぞれ接合するように調製するものとする。

（６）土地利用履歴説明書の作成

　土地利用履歴分類図の利用の参考とするため、過去の土地の利用状況に関する概況説明及び土地利用の面積表等を記載した説明書を作成するものとする。

別紙

地形調査作業規程準則の一部を改正する省令案について

平成２２年１０月
国 土 調 査 課

１．改正の目的

土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を誰もが容易に把握・活用できるよう、過去からの土地の状況の変遷に関する情報を整備・提供する「土地分類基本調査（土地履歴調査）」を実施することとしている。この調査は、人工地形及び自然地形の分布状況の調査、過去の土地の利用状況の調査及び災害履歴の情報集約を行うものであるが、このうち人工地形及び自然地形の分布状況については、従来の地形調査が対象とする地形の成因別・性状別分布状況に含まれるが、現行の地形調査作業規程準則においてその調査方法に関する規定が存在しないため、地形調査作業規程準則を改正するものである。

２．改正の概要

（１）人工地形及び自然地形の定義について

土地履歴調査においては、人工地形や自然地形の分布状況を調査するものであり、以下のとおり定義を明らかにする。

１）人工地形

切土、盛土、埋立て又は干拓によって人為的な改変を受けた土地の形状をいう（ただし、過去の資料によって人為的な改変を受けたことが明らかな場合に限る。）。

２）自然地形

人為的な改変を受けていない又は改変を受ける前の土地の形状をいう。

３）地形分類

地形を別に定めるところにより、成因及び性状別に分類することをいう。

４）人工地形分類

人工地形を別に定めるところにより、成因別に分類することをいう。

５）自然地形分類

自然地形を別に定めるところにより、成因及び性状別に分類することをいう。

（２）人工地形及び自然地形の分類及びその記号について（別表関係）

人工地形については、その成因に応じて、人工平坦地、盛土地、埋立地、干拓地、改変工事中の区域に分類し、地図に表示すべき記号を規定するものとする。

自然地形については、その成因に応じて、山地斜面、火山地斜面、岩石台地、砂礫台地等に、その性状に応じて、更新世段丘、崖、浅い谷等に分類し、地図に表示すべき記号を規定するものとする。

別紙

（３）人工地形分類予察図及び自然地形分類予察図の作成について

人工地形分類図及び自然地形分類図を作成するために、人工地形分類予察図及び自然地形分類予察図の作成方法等を追加するものとする。

人工地形分類予察図の作成に当たっては、人工地形の成因別分布状況を表示するように作成するものとし、土地の改変前に作成された地形図及び空中写真等と最新の地形図及び空中写真等とを比較し、改変された土地の範囲を明らかにした上で、最新の空中写真を判読して人工地形分類を行い、その分布界線を当該写真の上に表示したのち、これを最新の地形図に転記し、かつ、別に定める記号に従い必要な事項を表示して作成するものとする。この予察図の縮尺は５万分の１とするものとする。

自然地形分類予察図の作成に当たっては、自然地形の成因別・性状別分布状況を表示するように作成するものとし、土地の改変前に作成された地形図及び空中写真等を参考とし、最新の空中写真を判読して自然地形分類を行い、その分布界線を当該写真の上に表示したのち、これを最新の地形図に転記し、かつ、別に定める記号に従い必要な事項を表示して作成するものとする。この予察図の縮尺は５万分の１とするものとする。

（４）現地調査における点検等について

予察作業における空中写真の判読ができないか又は困難である箇所については、現地踏査による観察又は計測によって分類及び分布界線等を明らかにするものとし、各予察図については、現地踏査によって分類及び分布界線等の点検を行い、正確さを確保することとする。また、人工地形予察図及び自然地形予察図の現地踏査に当たっての着眼点について追加するものとする。

（５）人工地形分類図及び自然地形分類図の作成について

人工地形分類図及び自然地形分類図は、現地作業の結果に基づき人工地形分類予察図及び自然地形分類予察図を整理及び補正し、これを地形図に転記して作成するものとする。

（６）その他所要の改正を行う。